



許可番号 08021167577

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県佐世保市干尽町3番地47
名 称 環境リサイクルエネルギー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 外間 広志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 朝 長 則 男



許可の年月日 平成29年 7月30日
許可の有効年月日 平成34年 7月29日

1. 事業の範囲

中間処理 (乾燥)

①汚泥、②動植物性残さ、③動物のふん尿 (これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上3種類

中間処理 (焼却)

① 汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩動物性固形不要物、⑪ゴムくず、⑫金属くず (医療関係機関等から排出されるものに限る。)、⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (医療関係機関から排出されるものに限る。)、⑭動物のふん尿 (これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上14種類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処理施設 (乾燥)

施設の種類	汚泥の乾燥施設 (固定式)
設置場所	長崎県佐世保市宮津町646番地3、646番地5
設置年月日	平成24年6月15日
処理能力	33.8m ³ /日 (24時間)、1.407m ³ /時間
許可年月日	平成19年9月12日
許可番号	佐世保市指令19廃リ第120号

(裏面に続く)

中間処理施設（焼却）

施設の種類	汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設（固定式）	
設置場所	長崎県佐世保市宮津町646番地3、646番地4	
設置年月日	平成24年8月10日	
処理能力	①汚泥	32.5 t/日（24時間）、1,353 kg/時間
	②廃油	21.5 t/日（24時間）、896 kg/時間
	③廃酸	34.7 t/日（24時間）、1,445 kg/時間
	④廃アルカリ	34.7 t/日（24時間）、1,445 kg/時間
	⑤廃プラスチック類	39.8 t/日（24時間）、1,660 kg/時間
	⑥紙くず	69.6 t/日（24時間）、2,900 kg/時間
	⑦木くず	59.7 t/日（24時間）、2,486 kg/時間
	⑧繊維くず	59.7 t/日（24時間）、2,486 kg/時間
	⑨動植物性残さ	55.0 t/日（24時間）、2,291 kg/時間
	⑩動物系固形不要物	55.0 t/日（24時間）、2,291 kg/時間
	⑪ゴムくず	47.2 t/日（24時間）、1,967 kg/時間
	⑫金属くず（医療機関等から排出されるものに限る。）	0.02 t/日（24時間）、0.8 kg/時間
	⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（医療機関等から排出されるものに限る。）	0.2 t/日（24時間）、8.3 kg/時間
	⑭動物のふん尿	55.0 t/日（24時間）、2,291 kg/時間
許可年月日	平成19年9月12日	
許可番号	佐世保市指令19廃リ第121号	

3. 許可の条件

申請書記載の「環境保全措置」を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 7月30日 新規許可
 平成24年 8月31日 変更許可（施設の追加に伴う事業の範囲の追加）
 平成26年 6月 2日 変更許可（種類の追加に伴う事業の範囲の追加）
 平成29年 7月30日 更新許可（許可証は、平成29年12月21日交付）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無し